

「区域外就学について」

区域外就学とは学齢児童・生徒が、住所地の市町村立小学校又は中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校へ就学することです。(学校教育法施行令第9条)

下記基準に基づき、教育委員会が相当と認めた場合、区域外就学ができます。

橋本市外に住民登録のある方で、変更を希望される保護者は、橋本市教育委員会 学校教育課学務係までご相談ください。  
(橋本市内に住民登録のある方で、橋本市外の小・中学校への就学希望の場合は、就学希望先の教育委員会へお問い合わせください。)

記

学校教育法施行令第9条(就学指定校変更許可)に係る取り扱い基準

橋本市教育委員会

分類	承諾基準	承諾期間	添付書類
1. 転居 (入学後)	途中転居で、市外へ転居した場合 現在籍校へ通学の場合	学年末まで	なし
	年度内に転居が確実なとき、転居先の校 区の学校を希望する場合	該当年度3/31まで を限度とし、転居ま での期間	なし
(入学前)	年度内に転入が確実な場合	該当年度3/31まで を限度とし、転居ま での期間	なし
2. 兄弟の在籍	既に、指定校変更が認められている兄弟 姉妹と同じ小学校または中学校に通学を 希望する場合 (但し、同年度に在籍する場合に限る)	卒業まで 「中学校進学時も申請に より継続可」	なし
3. 家屋の増改築	家屋の増改築等により、一時的に市外へ 転居(仮住まい)する場合	工事期間中	・建物引渡予定証明書 ・仮住まいの住所がわか る書類 (賃貸契約書等)
4. 特別支援学級	就学指定校に対象児童・生徒の状況に適 した特別支援学級が設置されていない等 の場合	卒業まで 「中学校進学時も申請に より継続可」	なし
5. 留守家庭	市外在住者で両親共働き等による留守家 庭で、生活の安全面等において特に配慮 が必要であり、市内の保護者に代わる者 (祖父母等)に預けられる場合	卒業まで 「中学校進学時も申請に より継続可」	・両親の勤務先及び保護者 に代わる者の証明書
6. いじめ・不登校	いじめや不登校の問題等で特に配慮が必 要な場合	必要とされる期間	・在籍学校長の意見書
7. その他	必要事項については、教育長が定める	必要とされる期間	必要に応じて
	和歌山県教育委員会指針「中学校におけ る豊かなスポーツライフの実現のため に」に係る基準については、別紙参照		

※上記、いずれの場合も該当教育委員会と協議が整った場合に限り、承諾されます。  
また、上記基準のいずれの場合も、登下校は保護者の責任のもと行うことを、理由書に  
明記すること。